

路上喫煙等禁止地区の拡大について

1. 背景

(1) 現在の状況

和光市駅周辺の禁止地区となっていないエリアの一部で、路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てが多く見受けられ、市民からの苦情が寄せられています。現在、このエリアは路上喫煙等禁止地区ではありませんが、市の美化推進員が美化活動の一環として巡回しています。

【具体的な苦情の一例】

- ・歩きたばこをしている人がいて、やけどや受動喫煙による健康被害が不安である。
- ・たばこのポイ捨てにより、景観が損なわれている。
- ・子どもがたばこを拾って誤食する可能性があり、危険である。 等



(令和7年1月現在)

こうした状況のなか、当該地域における路上喫煙及びたばこの吸い殻のポイ捨て防止の取組を推進するため、禁止地区の拡大を行うものです。

(2) 条例の内容

和光市では、令和6年7月1日に「和光市路上喫煙等の防止に関する条例」が改正され、歩行

者等の身体及び財産の安全を確保するとともに、「喫煙マナーの向上」が目的として追加となりました。

条例改正後、近年増加傾向にある加熱式たばこや電子式たばこが規制の対象に加わり、たばこの種類を問わず指導が可能となりました。

【条例のポイント】

- ① 喫煙マナーの向上を図ります
- ② 「紙たばこ」「加熱式たばこ」「電子たばこ」の喫煙行為が規制対象です
- ③ 「たばこの吸い殻のポイ捨て」も規制対象です
- ④ 喫煙者や私有地内に喫煙所や灰皿を設置する者に対して、受動喫煙の防止について配慮を求めます
- ⑤ 禁止地区内で路上喫煙及びたばこのポイ捨てをした場合、罰則(※)があります

※罰則(過料2,000円)は、指導・勧告・命令を行い、命令に違反した場合に適用されます。

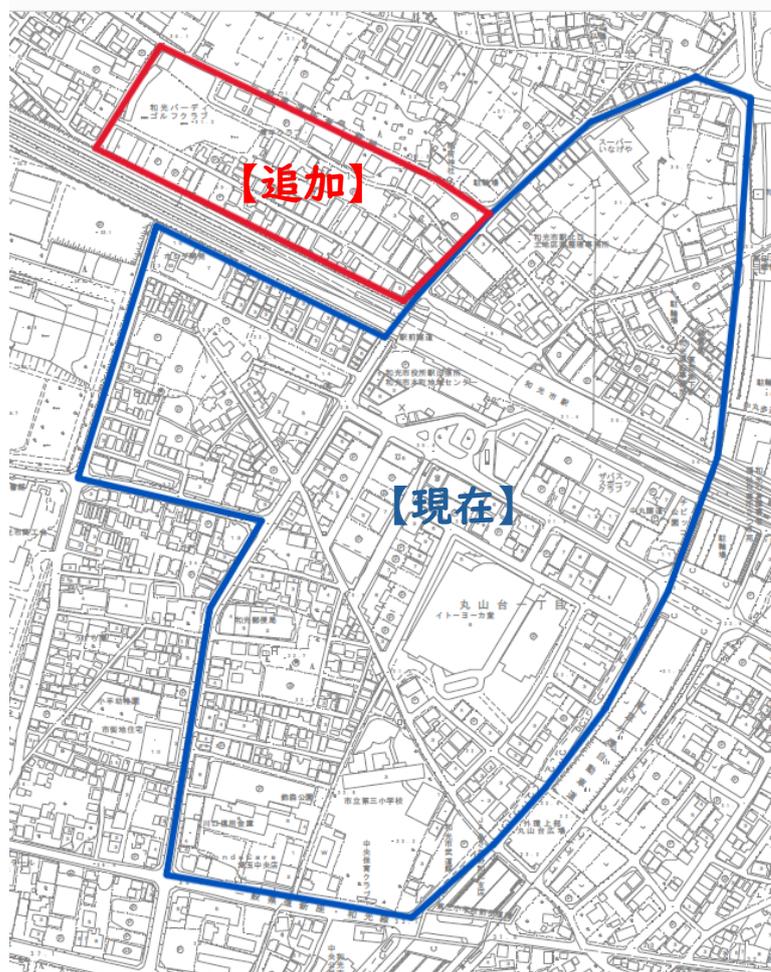
2. 禁止地区の拡大(案)について

(1)具体的なエリア

拡大を検討しているエリアは、東武東上線と北口通りに挟まれた北口通りからゴルフ場までです。

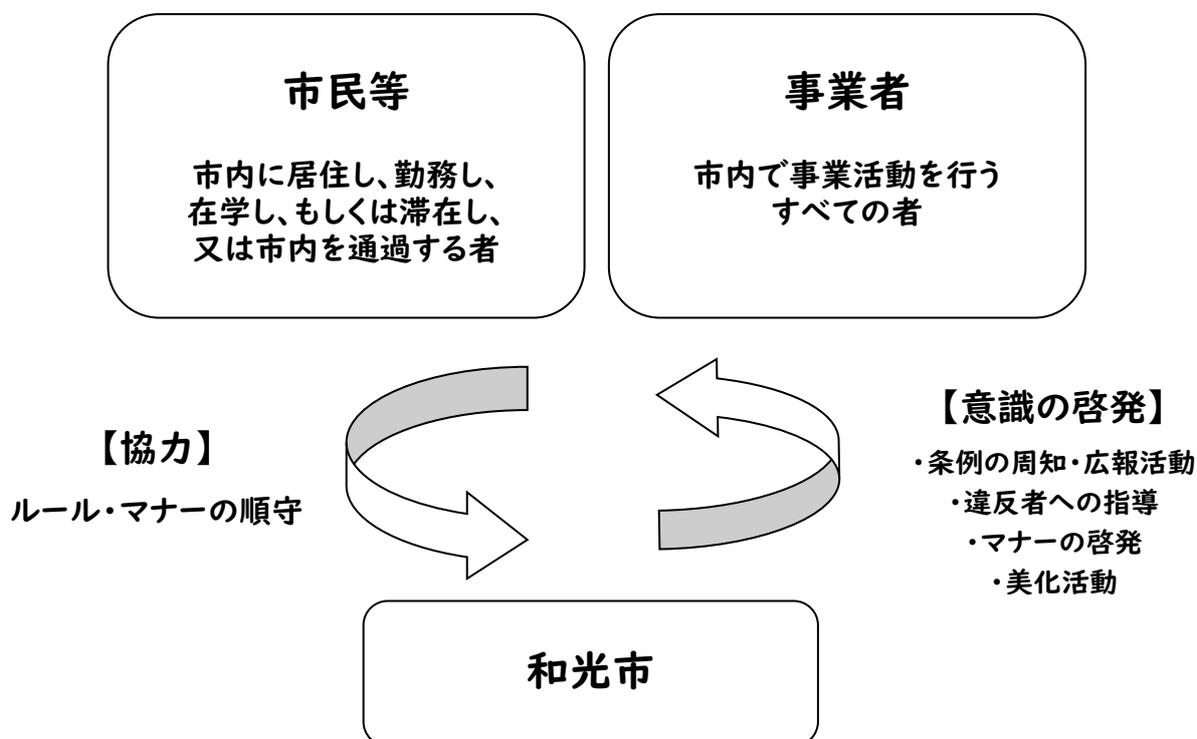
○追加となる道路

- ・北口通り(一般県道新倉蕨線)
- ・市道 229 号線
- ・市道 231 号線
- ・市道 232 号線



(2)市の取組

路上喫煙等の防止に関する取組を行うには、市民等の皆様・事業者の皆様のご協力が必要です。



3. 今後のスケジュール

意見募集期間：令和7年5月1日(木)～20日(火)

告示日：令和7年7月(予定)

施行日(効力発生)：令和7年9月(予定)